

児童手当「現況届」のお知らせ

児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届の提出が必要です。

現況届は、毎年6月1日現在の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかを確認するためのものです。

提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

■受付期間

6月3日(月)～6月28日(金)

■受付場所

町民生活課(法勝寺庁舎・天萬庁舎)

※郵送でも受付を行います。6月28日(金)までに投函してください。

【問合せ先】

町民生活課 子育て支援室
☎66・3116

■提出に必要な書類

区分	平成25年1月1日に南部町に住民登録のあった受給者		平成25年1月1日に南部町に住民登録のなかった受給者	
	南部町の国民健康保険証をお使いの方	左記以外の方	南部町の国民健康保険証をお使いの方	左記以外の方
児童手当現況届	○	○	○	○
健康保険証の写し(コピー)	×	○	×	○
平成25年度児童手当用所得証明書	×	×	○	○

※所得証明書は、平成25年1月1日に住民登録のあった市区町村で交付されます

※受給者の方と児童が別居している場合は、「児童の属する世帯の住民票謄本(省略しないもの)」と「監護及び(生計同一・生計維持)事実についての申立書」の添付が必要です

鳥取県の奥深い話題満載！
県総合情報誌『とっとりNOW』98号
(6月1日発行)好評発売中！

地元のガイドと共にさまざまな体験をする旅「エコツーリズム」。自然を満喫しながら、「地元通、独自のエピソードも聞けるとあって、お得感が満載です。巻頭特集では、ライターがその一部を体験し、臨場感あふれる文章と写真で紹介します。また、特集は「障がい者スポーツ」にスポットを当てました。

- 取扱場所/下記事務局、県内書店ほか
- 定価/1部300円(税込)
- 発行/年4回
(3, 6, 9, 12月)
- 【問】鳥取県広報連絡協議会(県庁内)
- ☎0857-26-7086



国民年金事務所からのお知らせ

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ
追納をおすすめします！

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも将来受給する年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は将来受給する年金額を増すために、10年以内であればさかのぼって納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納されると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納のお申し込みは、米子年金事務所までお願いします。

【申込・問合せ先】
米子年金事務所 ☎34-6111

【問合せ先】
町民生活課(天萬庁舎内) ☎64-3781